

山口県報

平成19年
5月15日
(火曜日)

目次

規則
医療法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)
(環境政策課)……………三

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………六

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………七

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………七

生活保護法の規定に基づく施設所の廃止の届出(厚政課)……………七

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………八

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………九

公告
一般競争入札の実施(二件)(情報企画課)……………九

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………一四

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………一五

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………一五

教委公告
平成二十年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施……………一五



医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十三号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和五十八年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十五号中「診療所療養病床設置許可申請事項変更届」を「診療所病床設置許可申請事項変更届」に改める。

第三条第四号中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第九号中「第六十八条において準用する民法第五十九条第三号」を「第四十六条の四第三項第四号」に改める。

別記第四号様式(その二)の(第一面)中

敷地の面積	を	
嘱託医療機関	住所	に改
敷地の面積	名称	

め、同様式(その二)の添付書類1中「医師及び」を削り、同添付書類2を次のように改める。

2 嘱託医師に嘱託した旨の書類又は医療法施行規則第15条の2第2項の病院若しくは診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所に対し同項に規定する嘱託を行った旨の書類

別記第四号様式(その二)の添付書類中4を5と「3を4と」2の次に次のように加える。

3 嘱託医療機関に嘱託した旨の書類
別記第四号様式(その二)の注2次のものを追加する。

4 「嘱託医師」欄の「住所」欄及び「氏名」欄は、医療法施行規則第15条の2第2項に規定する場合には、当該病院又は診療所の住所及び名称を記入すること。

5 「嘱託医療機関」とは、医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所をいう。

別記第十四号様式中「第3条の2」を「第3条の3」に改める。

別記第十五号様式の二中「診療所一般病床設置届出事項変更届」を「診療所一般

設置許可申請事項変更届」及び「療養病床設置許可申請事項を」及び「病床設置許可申請届出事項を」に定める。

別記第二十号様式(第3条関係)

嘱託医師	住所	
	氏名	

嘱託医師	住所	
	氏名	
嘱託医療機関	住所	
	名称	

第20号様式(第3条関係) 医療法人決算届

第20号様式(第3条関係) 山口県知事様

医療法第52条第1項の規定により、下記のとおり書類を届け出ます。

- 1 代表者の氏名を自署したときは、押印することをお願いすること。
- 「届け出る書類」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第二十号様式を次のように定める。

別記第二十四号様式の添付書類中7を削り、8を7とし、9を8とし、10を9とする。
 別記第二十五号様式中「第68条において使用する尿処理第3号」を「第46条の4第3号第4号」に改める。

別記第二十八号様式中「第5条の7」を「第5条の12」に改める。
 別記第二十八号様式の二中「第5条の8」を「第5条の13」に改める。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月十五日から同年六月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 マックスパリュ西日本株式会社
 住 所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 マックスパリュ柳井新庄店
 所在地 柳井市新庄四六番地の一
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 (m ³ /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間 時の使用 間 季節的変 動の概要

七二	一八〇	平成一九 六、五	平成一九 一、一	平成一九 〇、〇	連	続二四時間 変動なし
備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号のし尿処理施設をいつ。						

山口県告示第二百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前
評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月十五日から同年六月四日までの
間、山口県環境生活部環境政策課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供する。

No. 1 排水口	排水口	排出水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		大腸菌群数		窒素		リン		排水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(個/cm ³)	(mg/l)	(mg/l)	(個/cm ³)	(mg/l)	(mg/l)			
七	七	五・八	八・六	二〇	三〇	一〇	二〇	三、〇〇〇	二〇	三〇	二	三	一五〇	一八〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種類	項目	汚水の値		浮遊物質量		大腸菌群数		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	(mg/l)	(mg/l)	(個/cm ³)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)		
し尿処理施設	項目	七	七	一五〇	二〇	一、〇〇〇	二〇	六〇	三〇	七	八	一五〇

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	一八〇	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	平成一九、五	平成一九、一	平成一九、一〇

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水の値		浮遊物質量		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)		
七二	七	五・八	二〇	三〇	一〇	二〇	三〇	二	一五〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 西日本ステンレス鋼線株式会社
住 所 熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 西日本ステンレス鋼線株式会社
所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	予 定 日 期	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間
六五	六	平成一九、 六、四	連 続	二 四 時 間
六五 (二基)	六	平成一九、 六、四	連 続	二 四 時 間
六五 (三基)	二・五	平成一九、 六、四	連 続	二 四 時 間
六五	四	平成一九、 六、四	連 続	二 四 時 間
六五	四	平成一九、 六、四	連 続	二 四 時 間

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
六五	六	二五	三・六
六五 (二基)	六・五	四五	七・二
六五 (三基)	六	二五	九
六五	六	二五	三・六
六五	六	二五	三・六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

"
"
"
"
"
"
"
"
"
"

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

凝集沈殿処理施設	種	構造	能 (m ³ /日)	処理の方式	断続	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
	製										
鉄製	一四四			中和・活性炭吸着・凝集沈殿			一六時間	変動なし	(既		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

凝集沈殿処理施設	種類	項目	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)																													
			水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)																														
			処理前	処理後																															
		水素イオン濃度 (水素指数)	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	硫酸根 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)																								
		七	六	八一	六七	三	大	常	最	大	常	最	大	常	最	大	七	六	八一	六七	三	一四	五〇	六〇	四〇	五〇	一〇	一六	〇・二二	〇・二六	〇・二六	八	五〇	七九	八六・九

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水口	排水の汚染状態の値						排出水の一日当たりの量 (m ³)																									
		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)																										
		通常	最大																														
七	八	六	大	常	最	大	常	最	大	常	最	大	常	最	大	八	八	九	九	九	八	八	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九

の縦覧に供する。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第二百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月十五日から同年六月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 日本ポリウレタン工業株式会社
 住 所 東京都港区芝四丁目一番二二番三三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 日本ポリウレタン工業株式会社南陽第二工場

所在地 周南市開成町四五五番地
 三 特定施設の種別
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有
 機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設
 四 変更しようとする事項の内容
 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法のうち、排出口の位置を変更す
 る。

山口県告示第二百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療
 機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年五月十五日

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
よしまつ医院		山口市秋穂二島五七八九の一	平成一九、二、二八
末兼内科医院		防府市国街一丁目一番五号	平成二八、一一、三一
中村眼科医院		周南市二番町一丁目四の三	" 六、三〇
榎山歯科医院		防府市八王子一丁目七番九号	平成二一、一〇、三一
榎尾歯科医院		岩国市由宇町中央二丁目七番二六号	平成一九、二、二八
酒井歯科医院		周南市本陣町一五番二一五号	" 三、五
新藤歯科医院		豊浦郡豊田町大字矢田二三七の五	平成一三、一一、三一
コスモ薬局		山口市泉都町一番二二二号	平成一九、二、二八

山口県告示第二百四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助の
 ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よこやま皮膚科クリニック		宇部市大字中野開作六八の四	平成一九、四、一
よしまつ医院		山口市秋穂二島五七八九の一	" 三、三
おがさまきレディースクリ ニック		防府市大字植松五五九の一	" 四、四
高木内科クリニック		周南市大字久米三一九八の六	" 七、七
中村眼科医院		" 二番町一丁目四の三	平成一八、四、四
岡田歯科医院		宇部市大字東須恵一九三六の二	平成一九、一、一
榎山歯科医院		防府市八王子一丁目七番九号	平成一九、三、三
榎尾歯科医院		岩国市由宇町中央二丁目七番二六号	" 三、三
酒井歯科医院		周南市本陣町一五番二一五号	" 六、六
新藤歯科医院		豊浦郡豊田町大字矢田二三七の五	平成一九、一、一
コスモ薬局		山口市泉都町一番三三三号	平成一九、三、三
はなみずき薬局		岩国市尾津町二丁目一四番五一号	" 四、四
ひとまる薬局		長門市油谷新別名九九六の七	" 四、四
みずす薬局		" 三隅中三三二九三	" 四、四
きらきら薬局		周南市大字久米三一九九の二二	" 四、四
第一薬局桜町店		" 桜町二丁目二三三	" 四、四
秋本薬局厚狭店		山陽小野田市大字厚狭四六三の一	" 三、三

山口県告示第二百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五
 十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出
 があった。

平成十九年五月十五日

施術者の 氏名	施 術 所	所 在 地	廃 止 年 月 日
森原 善仁	森原整骨院	山陽小野田市大字鴨庄一三五	平成一八、九、四

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社里	周南市大字夏切九五七	株式会社里	周南市大字夏切九五七	訪問介護	平成一九、四、一
社会福祉法人萩市社会福祉事業団	萩市大字椿三六〇の二	小規模デイホーム朝陽の家	萩市大字佐々並一六三七	通所介護	"
周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南デイサービスセンター	下松市大字河内七三五	"	平成一八、七、"
株式会社ホーユー介護サービス	" 号 大手町二丁目七番六号	デイサービスセンターほうゆ	" 号 大手町二丁目七番六号	"	" 一、"
医療法人和同会	宇部市大字西岐波二二九の三	常盤台デイサービス	宇部市野中一丁目三番二六号	認知症対応型通所介護	" 四、"
社会福祉法人大和福祉会	光市大字岩田二六七	グループホーム悠楽苑	周南市大字中須南二五三の二三	認知症対応型共同生活介護	平成一九、"

山口県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称	事業所所在地	指定年月日
株式会社里	周南市大字夏切九五七	株式会社里	周南市大字夏切九五七	平成一九、"
社会福祉法人萩市社会福祉事業団	萩市大字椿三六〇の二	小規模デイホーム朝陽の家	萩市大字佐々並一六三七	"
周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南デイサービスセンター	下松市大字河内七三五	平成一八、七、"
株式会社ホーユー介護サービス	" 号 大手町二丁目七番六号	デイサービスセンターほうゆ	" 号 大手町二丁目七番六号	" 一、"
医療法人和同会	宇部市大字西岐波二二九の三	常盤台デイサービス	宇部市野中一丁目三番二六号	" 四、"
社会福祉法人大和福祉会	光市大字岩田二六七	グループホーム悠楽苑	周南市大字中須南二五三の二三	平成一九、"

山口宇部農業協同組合	宇部市大字川上七四	J A山口宇部居宅介護支援事業所	宇部市大字川上七四	平成一九、四、一
株式会社河村福祉サービス	宇部市大字西岐波四四〇一の四	株式会社河村福祉サービスセンター	光市木園一丁目五番三一号	"

山口県告示第二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社里	周南市大字夏切九五七	株式会社里	周南市大字夏切九五七	介護予防訪問介護	平成一九、四、一
社会福祉法人萩市社会福祉事業団	萩市大字椿三六〇の二	小規模デイホーム朝陽の家	萩市大字佐々並一六三七	介護予防通所介護	"
周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南デイサービスセンター	下松市大字河内七三五	"	平成一八、七、"
株式会社ホーユー介護サービス	" 号 大手町二丁目七番六号	松寿苑デイサービスセンター	戸島四五六の八	"	" 四、"
社会福祉法人幸洋福祉会	戸島四五六の八	松寿苑デイサービスセンター	戸島四五六の八	"	" 四、"
株式会社ホーユー介護サービス	" 号 大手町二丁目七番六号	常盤台デイサービス	宇部市野中一丁目三番二六号	介護予防認知症対応型通所介護	" 四、"
医療法人和同会	宇部市大字西岐波二二九の三	グループホーム悠楽苑	周南市大字中須南二五三の二三	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成一九、"

山口県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
阿東町土地改良区	平成一九、五、七
下関市安岡土地改良区	〃 〃 〃 八
大津郡三隅町三隅土地改良区	〃 〃 〃 〃
秋芳町土地改良区	〃 〃 〃 〃



(二四四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
 - (二) 業務の名称及び数量
 - (三) グループウェアシステム再構築業務 一式
 - (四) 業務の内容
 - (五) 入札説明書及び仕様書による。
 - (六) 履行期間
 - (七) 平成十九年十月一日から平成二十四年九月三十日までの間
 - (八) 履行場所
 - (九) 契約担当者が指定する場所
 - (十) 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百七十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成十九年山口県告示第五十四号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成十九年五月十五日から同年六月二十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十四年四月一日から平成十九年五月十五日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて一に掲げる業務に類似する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）又はグループウェアシステム再構築業務審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。

- (一) 提出場所
山口県地域振興部情報企画課
- (二) 受領期限
平成十九年六月二十五日午後五時（入札書を持参する場合は、平成十九年六月二十六日午前十時）

七 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

- (二) 日時

平成十九年六月二十六日午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

- (一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。

- (二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価

提案書に記載された全体計画、グループウェアシステム及びシステムの運用管理に係る提案並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、グループウェアシステム、システムの運用管理及び技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び

基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。））、機能評価（システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。））及び技術的能力評価（技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。））の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 千点
- (2) 機能評価

全体計画 二百四十点

グループウェアシステム 三百点

システムの運用管理 三百六十点

- (3) 技術的能力評価 百点

4 適否判定

グループウェアシステム再構築業務審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

- (一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とししない。
- (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が高点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (三) 契約書の作成の要否

要

- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成十九年五月二十八日午

後五時までに山口県地域振興部情報企画課に提出する。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年六月四日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書（外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
- 3 上記掲げる業務に類似する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金
免除あり。

(六) この公告後、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請を希望する者、山口県会計管理局長計課に申請書を提出する。また、

(七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課（電話〇八三一九三三三一一八六）に問い合わせる。

十 三 十 一 概 要

- (1) Division in charge of the contract : Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be purchased : Restructuring and operation management of groupware system
- (3) Term of the contract : From October 1, 2007 to September 30, 2012
- (4) Delivery place : Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2862)
- (6) Time-limit for tender : 5:00 P.M., June 25, 2007 (In case of bringing a tender : 10:00 A.M., June 26, 2007)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	グループウェアシステムの再構築に至る背景や課題を十分に理解し、再構築の目的並びに運用及び保守についての提案の趣旨が明確に記載されていること。
計画の概要	業務全体の計画の概要が記述されていること。
システム構想	システム全体に関して、全体の枠組み、基本的な考え方、特徴等が簡潔に提案されていること。

体 系	計 画
<p>工程計画</p> <p>開発環境</p> <p>成果物</p> <p>システムの全体構成</p> <p>システムの拡張性</p> <p>設置場所</p> <p>他のシステムとの連携</p> <p>基本性能</p> <p>基本機能</p>	<p>下記の事項について提案されていること。計画</p> <p>(1) 5年間を概括する全体の工程に関する計画</p> <p>(2) 各年度の詳細な工程に関する計画</p> <p>(3) 契約の時点から安定稼働期までの実行に関する計画</p> <p>開発環境について記述されていること。</p> <p>仕様書の条件を満たす提案であること。</p> <p>ハードウェア、ソフトウェア等のシステム構成図について提案されていること。</p> <p>システム構築上の費用削減対策が提案されていること。</p> <p>ハードウェア及びソフトウェアについて、システムの拡張性が提案されていること。</p> <p>システムに係る機器の設置場所の環境条件、セキュリティ対策等について提案されていること。</p> <p>他のシステムとの連携について提案されていること。</p> <p>1 ソフトウェアの選定理由、特徴及び導入実績が記述されていること。</p> <p>2 導入方式の選定理由及び特徴が記述されていること。</p> <p>3 ソフトウェアの性能向上、改善等のための対応方法について提案されていること。</p> <p>1 仕様書に基づくグループウェアシステムの各機能について提案されていること。</p> <p>2 提案する機能について、複数のブラウザソフトによる動作範囲の対比が記述されていること。</p> <p>3 提案する機能について、現行のグループウェアシステムとの対比が記述されていること。</p> <p>ユーザーインタフェースの機能の向上について提案されていること。</p> <p>利用者側の応答速度その他システムの性能について記述されていること。</p> <p>グループウェアシステムのポータル画面について提案されていること。</p> <p>機能ごとの操作画面が記載されていること。</p> <p>仕様書に基づく電子メールシステムの機能の概要並びにハードウェア及びソフトウェアの構成について提案されていること。</p> <p>仕様書に基づく文書管理機能の概要並びにハードウェア及びソフトウェアの構成について提案されていること。</p> <p>データのアーカイブ化について提案されていること。</p> <p>不正アクセスに対するセキュリティ対策について提案されていること。</p> <p>2 アクセシビリティの設定によるセキュリティ対策について提案されていること。</p>

データの入力	1 仕様書に基づき実施するデータの入力について提案されていること。 2 山口県のシステム管理者が実施する管理業務について提案されていること。
運用保守体制	仕様書に基づくシステムの運用及び保守体制に係る下記の事項について提案されていること。 1 運用保守体制 (1) 全体計画 (2) 年間計画 (3) 運用計画 (4) 運用担当者の確保方針、確保計画及び連絡体制
システムの可用性	1 仕様書に基づくシステムの可用性に係る下記の事項について提案されていること。 (1) ハードウェアによる対策 (2) ソフトウェアによる対策 (3) 運用スケジュール 2 システムの資源管理について提案されていること。
システムの信頼性	1 仕様書に基づくシステムの信頼性の確保に係る下記の事項について提案されていること。 (1) 提案ハードウェアにおける対策 (2) ソフトウェアにおける対策 (3) 機器等の誤操作対策について提案されていること。
セキュリティ対策	システムの運用及び保守における総合的なセキュリティ対策について提案されていること。
役割分担	仕様書に基づく運用及び保守に係る山口県との役割分担について提案されていること。
障害が発生した場合の対応	1 システムの障害が発生した場合の保守体制について提案されていること。 2 システムの障害に対応する保守技術及び代替部品等の調達体制について提案されていること。 3 システムの障害が発生した場合におけるデータ損失の最小化及び復旧の方法について提案されていること。
サービスの品質保証	仕様書に基づくサービスの品質保証について提案されていること。
データの管理	データ資源の効率的な管理について提案されていること。
教育研修	仕様書に基づく教育研修について提案されていること。
運営会議等	1 定例運営会議について提案されていること。 2 年間評価会議について提案されていること。
類似する業務の経験	提案するグループウェアシステムを核としたシステムで、その規模が入札に付する業務に係るシステムと同等以上のものの設計、構築、運用及び保守について、施行実績が記述されていること。
技術	1 システムの設計及び構築から安定稼働期までの業務に従事する下記の者について、所属部署、役職、資格、経歴、実績等が記述されていること。 (1) 導入するグループウェアソフトに関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者 (2) 導入するデータベースソフトに関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者

的能	(3) システムの構築及び運用に必要なハードウェアに関する知識、運用及び保守について十分な実績を有する者 (4) ソフトウェアベンダー業務の遂行に有効な情報、手法、技術等の入手方法について記述されていること。
力	1 国際標準化機構が定めるISO9001等の認証の取得について記述されていること。 2 セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。 3 国及び都道府県からの委託事業を受託し、円滑に実施した実績について記述されていること。

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に則したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	予定価格の範囲内であって、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(一四四) 一般競争入札の実現

次のとおり地方公共団体の物品並びに特定役務の調達手続の特例を定める知令(平成十七年政令第三百七十一号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年五月二十五日

山口県知事 一井 隆 成

- 一 入札に付する事項
- (一) 次に掲げる物品の借入れ
- 二 物品の名称及び数量
- 三 サーバ用プリンタ 一 台
- 四 物品の特典等
- 五 入札説明書及び仕様書にちよ。

- (三) 使用期間
平成十九年九月一日から平成二十四年八月三十一日までの間
- (四) 使用場所
山口県地域振興部情報企画課電子計算機室
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (五) 平成十九年五月十五日から同年六月二十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (六) 平成十七年四月一日から平成十九年五月十五日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。
 - (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県地域振興部情報企画課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県地域振興部情報企画課
- (三) 受領期限
平成十九年六月二十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年六月二十六日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室
 - (二) 日時
平成十九年六月二十六日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成十九年六月一日午後五時までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載

した書面を平成十九年六月十五日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
- 3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面
契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二二六七八)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Printers for Servers
- (3) Use term: From September 1, 2007 to August 31, 2012
- (4) Use place: Computer Office, Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2678)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., June 25, 2007 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., June 26, 2007)

(二四六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年五月十五日から同年九月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 アルク平川店
- 所在地 山口市平井七二四の一
- 二 届出者の氏名及び住所
氏名 名 住 所
荒瀬 剛一 山口市平井七七九
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 つ者の代表者の氏 名	株式会社丸久	倉重 雅之	藏澄 均

四 届出年月日

平成十九年四月十七日

五 変更年月日

平成十九年四月一日

(二四七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年五月十五日から同年九月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

三 株式会社丸久

変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社丸久	防府市大字江泊一九三六	藏澄 均

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社丸久	倉重 雅之	藏澄 均
------------------------------	---------------------------------------	--------	----------	---------

届出年月日

平成十九年四月十七日

変更年月日

平成十九年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社丸久	倉重 雅之	藏澄 均
------------------------------	---------------------------------------	--------	----------	---------

届出年月日

平成十九年四月十七日

変更年月日

平成十九年四月一日

(二四八) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

周東千束土地改良区

周東中部(千束南)地区農道の整備

平成一七、六、一三

平成一九、三、二九

周東中曽根土地改良区

下中曽根地区かんがい排水

平成一八、一、二二

平成一九、二、九

山陽小野田市

冷泉地区ため池の整備

平成一七、九、一

平成一九、四、六

秋芳町

千人塚地区かんがい排水

平成一八、二、二〇

平成一九、二、一九

(二四九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年五月十五日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営平原地区ほ場整備事業

二 工事完了の時期

平成十九年三月二十六日



公 告

平成二十年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

平成二十年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

平成十九年五月十五日

山口県教育委員会

一 目的

この試験は、平成二十年度における教員(山口県公立学校教員の採用に関する規則

一 般		選 考		区 選 分 考
特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)	中学校(特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)	小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)
音楽		国語 地理歴史(世界史) 保健体育 外国語(英語) 数学 理科(物理) 家庭 工業(機械系) 電気系 土木建築系	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健 技術 家庭 外国語(英語)	教科等(科目等)
一人程度	一人程度	一人程度 その他 の教科 目	一人程度 その他 の教科 目	七十五人程度

(平成三年山口県教育委員会規則第三号)第一条に規定する教員をいう。)としての採用を志願する者について、その採用に当たつての選考資料とするために実施するものです。

二 選考区分、校種等、教科等(科目等)及び採用見込者数

選考区分並びに試験を行う校種等、教科等(科目等)及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

特別支援学校高等部	養護教諭	特別選考	社会人	特別選考	スポーツ	芸術	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考
特別支援学校高等部	養護教諭	特別選考	社会人	特別選考	スポーツ	芸術	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考	特別選考
芸術(音楽 美術)																		
一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度

注 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、中学校及び高等学校との人事交流は行いません。

三 受験資格

(一) 一般選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 次のいずれかに該当する者

(1) 昭和四十八年四月二日(高等学校の工業及び商業の教科の志願者にあつては、昭和四十三年四月二日)以降に生まれた者

(2) 昭和三十八年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)

(3) 平成十九年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合格

者のうち総合成績がAであるもの(平成十九年度と同一の選考区分の校種等の教科等(科目等)を志願する場合に限る。以下「特例志願者」という。)

2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成二十年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者

4 特別支援学校小学校部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

(二) 社会人特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 民間企業等に五年以上継続勤務する者
- 2 昭和四十三年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者
- 3 (一)の2及び3に掲げる者

(三) スポーツ・芸術特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 次のいずれかに該当する者
 - (1) オリピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以内に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一定の期間維持した者(団体で競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)
 - (2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者
- 2 昭和四十八年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者
- 3 (一)の2及び3に掲げる者

(四) 看護科・理療科教諭特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 次のいずれかに該当する者

- (一)の2に掲げる者
- (2) 看護師免許証を有し、看護師、保健師又は助産師として通算して五年以上の実務経験を有する者(看護の教科について志願する場合に限る。)
- (3) あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゆう師免許証を有し、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師として五年以上の実務経験を有する者(理療の教科について志願する場合に限る。)

2 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和四十三年四月二日以降に生まれた者
- (2) 昭和三十八年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)
- 3 (一)の3に掲げる者

(五) 身体障害者を対象とした選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2 職務の遂行について介護を要しない者
- 3 (一)に掲げる者

四 受付の期間等

平成十九年五月十六日(水曜日)から同年六月六日(水曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月六日までの消印のあるものに限り。))。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成十九年六月一日以降は、すべて速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に提出してください。

ただし、(七)に掲げる書類のうち、合格を証明できる書類の写し又は成績を証明できる書類の写しの提出者は、第一次試験の初日に(七)に掲げる書類の原本を持参してください。

なお、(一)から(五)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

ください。

(一) 教員採用志願書

(二) 受験票

- (三) 志願登録票
- (四) 自己推薦票
- (五) 社会人、スポーツ・芸術、看護科・理療科教諭特別選考志願者申告票
- (六) 現に国公立学校又は私立学校に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。）にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書
- (七) 中学校及び高等学校の外国語（英語）の志願者のうち、財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定一級合格者にあつては同協会の発行する合格証明書（開封無効）又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百九十点以上（コンピュータ版のものにあつては、二百四十三点以上）を取得した者及び財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて八百六十点以上を取得した者にあつては成績を証明できる書類の写し
- (八) スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し（当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。）
- (九) 身体障害者を対象とした選考の志願者にあつては、身体障害者手帳の写し
- 六 インターネットを利用する方法による志願手続
 - (一) 一般選考の志願者（五の(六)及び(七)に規定する者を除く。）は、インターネットを利用する方法により志願することができます。
 - (二) 志願の受付の期間
 - 平成十九年五月十六日（水曜日）午前九時から同年五月三十一日（木曜日）午後五時まで
- 七 志願上の留意点
 - (一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。
 - (二) 受験票は、七月上旬に送付します。
 - (三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科等（科目等）のいずれか一に限りすることができず。
 - ただし、スポーツ・芸術特別選考の志願者は、同一の教科等（科目等）について二以上の校種等を志願することができます。
 - (四) 志願書類受付後の選考区分、校種等及び試験地の変更は、認めません。
 - (五) 車いすの使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。

八 志願書類の請求

志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封してください。同時に二部請求する場合には、百四十円分の切手を、三部又は四部請求する場合には、百円分の切手を割増郵送料として追加してください。

九 受験資格等の確認に必要な書類の提出

次に掲げる書類等を第一次試験の初日（特例志願者にあつては、第二次試験の初日）に提出してください。

なお、(一)から(五)までに掲げる書類等は、試験地、選考区分、校種等及び教科等（科目等）を表に明記した封筒に入れて提出してください。

(一) 整理票

(二) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書（聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあつては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書）

(三) (二)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状（校種等及び教科等が同一であるものについては、そのうち最も上位であるものに限る。）の写し又は免許状取得見込証明書

(四) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書（開封無効）（大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあつては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業生及び卒業見込みの者にあつては当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあつては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書）

(五) 司書教諭の講習を修了した者にあつては、修了証書の写し

(六) 看護科・理療科教諭特別選考の志願者にあつては、看護師免許証の写し又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し、はり師免許証の写し及びきゅう師免許証の写し

十 試験の期日及び会場

区分	期 日	試験地	選考区分	会場	所在地
小 学 校		校種等（教科等）	養護教諭	山口県立西京高等学校	山口市黒川二五八〇の一

期日	第二次試験 平成十九年八月二十五日(土曜日)及び同月二十六日(日曜日)		第一次試験 平成十九年七月二十一日(土曜日)、二十三日(月曜日)及び同月二十四日(水曜日)	
	山口県		山口県	
実施事項	一般選考		看護科・理療科 看護教諭特別選考	スポーツ・芸術特別選考
	養護教諭学校	中等学校	高等学 業(数学、理科、商業)	高等学 業(音楽、美術)
日程	山口県立山口高等学校	山口県立山口高等学校	山口県立山口中央高等学校	山口市宮島町六番一号
	九番一号	九番一号	九番一号	九番一号

注 / 特別志願者に対しては、第一次試験を免除します。
 2 特別支援学校小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。
 3 高等学校(数学、理科、工業、商業)の志願者は、第一次試験について、山口県又は神奈川県内のいずれかの試験地を選ぶことができます。

十一 試験の実施事項及び日程
 (一) 第一次試験
 1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

期日	平成十九年七月二十一日(土曜日)		平成十九年七月二十二日(日曜日)		平成十九年七月二十三日(月曜日)	
	面接試験		実技試験		筆記試験	
実施事項	面接試験	面接試験	音楽実技(中学校の志願者) 体育実技(小学校の志願者)	音楽実技(中学校の志願者) 体育実技(中学校及び高等学校の保健英語スピーキング(中学校及び高等学校の英語の志願者) 養護に関する実技(養護教諭の志願者)	家庭実技(中学校及び高等学校の家庭英語リスニング(英語の志願者) 個人面接I(志願者全員)	美術実技(中学校及び高等学校の志願者) 音楽実技(高等学校の志願者) 技術実技(中学校の技術の志願者) 家庭実技(中学校及び高等学校の家庭英語リスニング(英語の志願者) 個人面接I(志願者全員)
	付	付	付	付	付	付
日程	午前九時十五分から午後五時五分まで	午前九時十五分から午後五時五分まで	午前九時十五分から午後五時五分まで	午前九時十五分から午後五時五分まで	午後二時十分から午後五時二十分まで	午後二時十分から午後五時二十分まで
	午前九時十五分から午後五時五分まで	午前九時十五分から午後五時五分まで	午前九時十五分から午後五時五分まで	午前九時十五分から午後五時五分まで	午後二時十分から午後五時二十分まで	午後二時十分から午後五時二十分まで

注 特別支援学校小学部、中学部及び高等学校の教科専門及び実技は、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。
 2 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考

(二) 第二次試験

試 験	筆 記 試 験				区 分	内 容	期 日	実 施 事 項	日 程
	教科等(科目等)専門			教職専門					
音楽実技 (中学校及び特別支援学校 高等部の音楽の志願者) 音楽実技 (小学校の志願者) 健体育の志願者) 体育実技 (中学校及び高等学校の保 健体育の志願者) 体育実技 (小学校の志願者)	養護教諭 高等学校 中 学 校 小 学 校	国語 社会 算数 理科 生活 図画工作 家庭 次(の教科等)のうちから志願教科等と同一のものを選択 家庭 外国語(英語) 次(の教科)のうちから志願教科と同一のものを一教科選択 地理歴史(世界史) 数学 理科(物理 生物) 保健体育 技術 芸術(音楽 美術) 外国語(英語) 家庭 工業(機械 電気系 土木建築系) 商業	特別支援学校小学部、 中学校及び高等部 小学校、中学校、高等 学校及び養護教諭 教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、生徒指導及び一般 教養等教員として必要な教養 教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、生徒指導及び一般 教養等教員として必要な教養 教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、生徒指導、特別支 援教育及び一般教養等教員として必要な教養	養護教諭 高等学校 中 学 校 小 学 校	面接 個人面接 面接 集団面接 面接 個人面接	面接 個人面接 面接 集団面接 面接 個人面接	平成十九年 八月二十六 日(日曜日) 平成十九年 八月二十五 日(土曜日)	受 付 諸 連 絡 健 康 診 断 書 等 提 出 小 適 性 性 性 小 適 性 性 性 小 適 性 性 性	午前八時から午前八時五十分まで 午前八時五十分から午前九時五分まで 午前九時十分から午前十時まで 午前九時十五分から午前十一時五分まで 午前十一時二十分から午後五時二十分まで 午前九時三十分から午後五時二十分まで

十二 試験の内容
 (一) 第一次試験
 1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

試 験	筆 記 試 験				区 分	内 容	実 技	
	教科等(科目等)専門			教職専門				
任意のピアノ曲の演奏、当日指定の歌曲に伴奏をつけたての歌唱 任意のピアノ曲の演奏及び任意の小学校の歌唱教材に簡単な伴奏をつけたての歌唱 任意のピアノ曲の演奏、当日指定の歌曲に伴奏をつけたての歌唱 及び当日指定の合唱教材を歌いながらの指揮	養護教諭 高等学校 中 学 校 小 学 校	国語 社会 算数 理科 生活 図画工作 家庭 次(の教科等)のうちから志願教科等と同一のものを選択 家庭 外国語(英語) 次(の教科)のうちから志願教科と同一のものを一教科選択 地理歴史(世界史) 数学 理科(物理 生物) 保健体育 技術 芸術(音楽 美術) 外国語(英語) 家庭 工業(機械 電気系 土木建築系) 商業	特別支援学校小学部、 中学校及び高等部 小学校、中学校、高等 学校及び養護教諭 教育法規、教育原理、教育心理、学習指導、生徒指導、特別支 援教育及び一般教養等教員として必要な教養	養護教諭 高等学校 中 学 校 小 学 校	面接 個人面接 面接 個人面接	面接 個人面接 面接 個人面接	美術実技 (中学校及び特別支援学校 高等部の美術の志願者) 技術実技 (中学校の技術の志願者) 家庭実技 (中学校及び高等学校の家 庭の志願者) 英語リスニング (中学校及び高等学校の英 語の志願者) 英語スピーキング (中学校及び高等学校の英 語の志願者) 養護に関する実技 (養護に関する実技 志願者)	学習指導要領に示されている美術実技 学習指導要領に示されている技術実技 被服製作及び調理実習に関する基礎実技 リスニングテスト スピーキングテスト 救急法等養護教諭として必要な実技

(二) 第二次試験

2 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考

十三 第一次試験の合格者の発表日等
 平成十九年八月十三日(月曜日)とし、同日午前十時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結

果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分して選考結果を通知します。

十四 採用候補者名簿への登載等

(一) 第二次試験の結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載し、平成十九年九月二十五日(火曜日)午前十時に採用候補者名簿に登載された者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。

また、第二次試験の受験者全員に文書で登載の有無を通知します。

(二) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B及びCの三段階に区分して選考結果を通知します。

(三) 第二次試験の不合格者のうち、総合成績がAであるものに対しては、平成二十一年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成二十年度と同一の選考区分の校種等の教科等(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

(四) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科等以外の校種等及び教科等に係る普通免許状の取得状況並びに司書教諭の講習の受講状況についても考慮します。なお、平成二十年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿から抹消することがあります。

(五) 採用候補者名簿に登載された者のうち平成二十年三月三十一日までに三の(一)の2又は4の普通免許状を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得ができない場合は、採用候補者名簿から抹消します。

(六) 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。

(七) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十五 給与

給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

校種	資格	
	博士の学位を有する者	修士の学位を有する者
小学校	二八四、二七六円	二三五、九八四円
中学校	二八四、二七六円	二二一、八九六円
高等学校	二八四、二七六円	一八五、一〇四円
特別支援学校	三〇六、四七六円	二二九、六六二円
		二〇〇、六三八円
		二〇〇、六三八円

注 給料の月額は、平成十九年四月一日現在のものです。

十六 その他

(一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡してください。

(二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせてください。

平成十九年五月十五日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）